



仕事の問
相談室
鳥取労働局

就労範囲が限定されたり、就労が禁止されています。その範囲を超えた就業は不法就労なので、まずはその外国人の在留資格を確認することが必要です。

Q 私は企業経営者です。従業員を募集しても思うように集まらず、人材不足への対応に頭を痛めています。そこで、外国人の雇用を検討しています。どのような点に注意が必要ですか。

A 日本に入学・在留する外国人は、原則として入管法に定める在留資格をもつこととされています。在留資格によっては

在留資格確認と適正な労働環境確保



外国人雇用となると
注意点も多いな

努めるべき雇用管理の結にあたっての配慮、内容などを盛り込んだ解雇等の予防と再就職「外国人労働者の雇用 援助などです。管理の改善等に関して 外国人労働者の雇い事業主が適切に対処する入りに関して不明な点のための指針」が定め があれば、最寄りのハローワーク、鳥取労働局職業対策課に相談し 具体的には、国籍を 問わず労働基準法等の 労働関係法令が適用さ 部と連携し対応しま れること、労働契約締 結す。

鳥取労働局職業安定部職業対策課 電話 0857-29-1708